

庁中一般

改正

平成25年11月25日訓令第39号

平成26年5月23日訓令第35号

平成27年8月11日訓令第52号

令和3年9月16日訓令第32号

令和5年10月9日訓令第28号

令和6年1月25日訓令第1号

加西市地域担当職員制度実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、地域による持続可能な地域づくりを推進するため、地域と行政の相互の橋渡し役として、地域づくりについて共に考え、その活動を支援する職員（以下「地域担当職員」という。）を配置し、ふるさと創造会議を支援することについて必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 地域担当職員は、担当地域ごとに地域の実情にあった職員を配置し、市長が職員の中から任命する。

2 地域担当職員は、担当地域ごとにリーダー1名及びサブリーダー2名を互選により選出する。

(職務)

**第3条** 地域担当職員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 担当する地域のふるさと創造会議の会議に出席し、組織及び地域の実態把握に努めること。
- (2) ふるさと創造会議の円滑な運営、事業実施のための必要な助言及び情報提供等に関すること。
- (3) まちづくり計画書の策定、見直し及び事業実施を支援すること。
- (4) その他、この制度の目的を達成するために必要なこと。

2 地域担当職員は、住民等の個人的な要望又は苦情の処理その他地域担当職員の職務としてふさわしくない行為を行わないものとする。

3 地域担当職員は、その職務を遂行した場合は、定められた方法により報告を行うものとする。

(任期)

**第4条** 地域担当職員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期途中で地域担当職員が欠けたときは補充することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、新たに任命された地域担当職員の任期は、市長が定める日までとする。

(職務の遂行)

**第5条** 地域担当職員は、第4条に掲げる職務を遂行するにあたっては、適正に職務を遂行しなければならない。

(会議)

**第6条** 地域担当職員間の連携調整及び情報交換を行う連絡調整会議を設けるものとする。

(庶務)

**第7条** 地域担当職員制度に関する事務は、地域部まちづくり課において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、地域担当職員制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

#### 附 則 (平成25年11月25日訓令第39号)

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年5月23日訓令第35号)

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年8月11日訓令第52号)

この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年9月16日訓令第32号)

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

#### 附 則 (令和5年10月9日訓令第28号)

この訓令は、令和5年10月10日から施行する。

#### 附 則 (令和6年1月25日訓令第1号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。